

沖繩林政史に関する一考察

池 野 茂

はじめに

本稿は、沖繩やんばるせん山原船水運に関する考察から生じた林業関係の諸問題のうち、主として林政史的側面をとりあげたものである。管見の範囲の諸文献のみならず、二、三の文献目録(1)によっても、沖繩の林業に主題をおいたものはほとんどない。史料の不足、関心のなりゆきであるかもしれないが、旧稿(2)でみたように山原船水運は、沖繩林業と密接に結びついていた。この関係を旧稿から要約すれば、「流通経済の刺激による生産力の発展、それがまた流通経済・水運を発展させるというダイナミックスは、自然蓄積量を利用するにすぎない雑木薪炭材運輸からは生じなかつたし、国頭地方(くにがみ)(沖繩本島北部)の林業を専門化することもなかつた」というものである。はたして沖繩林業を、「自然蓄積量を利用するにすぎない」としてよいのかどうか。旧稿では、この点を省略せざるをえなかつたし、また依るべき先学の研究成果がえられない段階であつた。

右のような次第で、自らこの課題を展開すべき責があつた。とはいえ、本稿でもなおその責をはたしえたとはいえ

ない。とりわけ、王国時代⁽³⁾の林業実態を地域に即して展開したものでなく、林政史といった一般論的段階に止まっている。後日の補訂、さらには大方の批正をまつこととしたい。

一 明治の旧慣調査による林野実態

(一) 沖繩林野の日本本土化

一八七二年（明治5）の琉球藩の設置、七九年の沖繩県設置の政治事情はおくとして、明治政府・沖繩県当局は、「旧慣温存」を旨として当初はその政策を推進した。

林野制度に関して、一八八一年の沖繩県から農商務卿への進牒には、つぎのようなものがある⁽⁴⁾。

当県官山枯損木並ニ将来良材トナルヘキ見込無之悪木伐取方ノ儀ハ 従来間切或ハ村方ニ於テ山奉行所ニ願出 同奉行所ハ見分ノ上聞届 松木並雜木ハ悉皆無代価ニテ下渡 楠松其他官用ニモ可相成分ハ官ニ引揚 左モ無之分ハ同所ヘ下渡 又官山伐跡又ハ荒跡ハ人民ニテ植付方負担シ 良木生長致シ候様取計候旧慣ニ有之候間 右等ハ当分旧慣ニ準シ 当庁限聞届候致度……

というものであった。「官山」とは、後述する^{（五）} 杣山のことであり、地元民の入会を旧慣として認めただものである。沖繩県は、翌年から王国時代の旧慣調査を本格化し、九九年（明治32）以降の「土地整理」への準備を始めている。そのさきがけは、九二年の奈良原具知事による「杣山開墾」の推進である。士族授産といいながら、この開墾には知事自身がからんだといわれ、開墾地の本部間切^{（六）}住民の抵抗を排して強行された。やがて、それは杣山の国有林化という土地整理に結びついたものとなる。当時の沖繩農林技師であった^{（七）} 謝花昇らの反対運動は、むしろ沖繩の自由民権運動の一環として説かれる⁽⁸⁾。こうした杣山開墾の実態や国有化の過程については、それ自身で別の考察を必要とす

る。ここでは、日本本土と時期のズレはありながら、「入会権を特有の酷烈な様相を呈しながら排除」(6)し、杣山を国有化していったことだけを記すにとどめる。

一九〇三年(明治36)に土地整理は完了する。その翌年、農商務省山林局による『沖繩県森林視察復命書』(7)(以下、復命書と略す)がある。時期の点などに問題は残るが、全般的展望を与えてくれるので、これによって当時の沖繩林野の実態を展望し、王国時代の林野をとらえる基礎とする。

(二) 沖繩の林野の種類と面積

「旧慣」による林野の種類は、復命書がいうように「固ト其種類名称頗ル多ク而シテ種類名称ノ異ナルニ從ヒ其性質ヲ異ニスル」ものであった。他の資料(8)をも参考にしながら、王国時代にあったとみられる林野をあげると、

- 1 百姓地山野 2 請地山野 3 仕明山野 4 杣山 5 間切山野 6 村山野 7 山野 8 御風水山 9 御嶽山 10 仕立山 11 御物山 12 唐竹山 13 間切保護山 14 村保護山がある。

さて、1、2、3は耕地に付属する林野であるが、1はいわゆる本田、2は百姓による新開地、3は士族による新開地付属のものである。いずれも茅秣場としての原野である。4の杣山は、沖繩的林野の中心をなすものであることは、後述する。5、6、7が、いわゆる民有林にあたり、間切(本土の行政村)、村(大字にあたる)、個人所有にかかると、なかには共有のものもあった。8は、「素有関係王城風水林 曾經栽樹木以備風水雅」(9)とあるように、首里王城をめぐる風致林であった。9は、復命書の「村落ニハ高山ヲ祭ルノ慣習アリテ村里ニ遠カラサル高山の絶頂ニ在ル樹木ヲ保護シタリ」が要を得ているが、王家にかかわる御嶽山もある。10は杣山内の植林仕立敷のことである。11は間切・村の公供用材の供給地とされるが、杣山からも供給されたとみられるので、どれほどの役割を果たした

かは疑問である。12は砂糖樽・桶のタガ用の竹供給地で、砂糖が重要貢納品であるだけに、厳しい管理の対象とされた。ただし、中頭なかつら（沖繩本島中部）・国頭くにがら（北部）地方だけに設けられた。13、14は耕地・集落の風潮防備林であり、「山氣の不洩様諸山相困候を抱護と申候」⁽⁹⁾に由来するかと思える。

さて、杣山について復命書は

其地籍ノ属スル間切 島又ハ村ニ於テ之ヲ保護シ 当該間切村又ハ其住民ハ建築薪炭其他所要ノ木材ハ許可ヲ受ケ無代価ニテ之ヲ伐採スルコトヲ得ル成例ニシテ 藩庁ニ於テ木材ノ必要アルトキハ 手形ヲ発シテ之ヲ上納セシメ 其代価ハ当該間切島又ハ村ノ負担スル貢租ト差引セシメタリ……其区域ハ藩庁之ヲ定メ其樹木ハ藩用ニ供シタレトモ 間切ニ於テ公共用ニ供スルトキハ 無代価ニテ之ヲ伐採スルコトヲ得タリ 売買質入等処分ノ自由ヲ認メス

と記している。筆者のみた林制史料からも、右についてとくに訂正すべき点はない。一応、王国時代の杣山利用の実態を記したものとえよう。

ところで、右のような各種の林野の面積はそれぞれどのものであったろうか。復命書は「統計ノ徴スヘキモノナキ」ことを記しているが、筆者もその段階をぬけきれていない。したがって、復命書によらざるをえないわけである。民有林について復命書は、「山岳ノ一端若シクハ耕地間ニ存スル丘阜岡陵ノ地ニ点綴スルノミニシテ最大ノモノト雖モ其反別三四十町……僅ニ間切ノ村民薪炭材ノ補給ヲ為シタルニ過キス」という。その分布についてはふれていないが、沖繩本島南部の島尻地方に多かったのではないかと推定させられる。とはいえ、この島尻地方はもとより、沖繩林産資源は杣山に依存せざるをえなかったのである。復命書作成時代には、「杣山ノミ国有ニ帰シ……土地整理処分ニ依り定メタル国有林及民有林野ノ面積ニ依り杣山及他各種林野ノ総面積ヲ知ルヲ得ヘシ」と、当時の林野面積

第1表 沖繩 國有・民有 林野面積 (1904)

	國 有			民 有			總 計
	林	野	計	林	野	計	
國 頭 郡 (%)	47,714.3 (80.0)	302.3 (0.5)	48,016.6 (80.5)	5,650.5 (9.5)	6,001.0 (10.1)	11,651.5 (19.5)	59,668.1 (100)
中 頭 郡 (%)	2,170.9 (28.8)	658.3 (8.4)	2,829.2 (36.2)	2,875.7 (36.8)	2,111.5 (27.0)	4,987.2 (63.8)	7,816.4 (100)
島 尻 郡 (%)	8,101.8 (45.3)	746.8 (4.2)	8,848.6 (49.5)	3,696.5 (20.7)	5,319.8 (29.8)	9,016.3 (50.5)	17,864.9 (100)
本 島 小 計 (%)	57,987.0 (67.9)	1,707.4 (4.2)	59,694.4 (69.9)	12,222.7 (14.3)	13,432.3 (15.7)	25,655.0 (30.0)	85,349.4 (100)
宮 古 郡 (%)	1,260.6 (16.3)	42.2 (0.6)	1,302.8 (16.9)	418.6 (5.4)	5,990.4 (77.7)	6,409.0 (83.1)	7,711.8 (100)
八 重 山 郡 (%)	33,227.5 (74.9)	6,064.7 (13.7)	39,292.2 (88.6)	824.7 (1.9)	4,268.9 (9.6)	5,093.6 (11.5)	44,385.8 (100)
總 計 (%)	92,475.1 (67.3)	7,814.3 (5.7)	100,289.4 (73.0)	13,466.0 (9.8)	23,691.6 (17.2)	37,157.6 (27.0)	137,447.0 (100)

をあげている。いまその資料を再整理して、王国時代の林野面積を推定することとする（第1表）。

第1表から、国有林野と民有林野の比率を算出すれば、七三％に対して二七％の數値をうる。さらに、国有林と民有林に限定してみると、国有林比率は八七・三％に達する。明治二十五年代の日本本土各県の国有林比率からすると、東北諸県とならぶ高率であることになる⁽¹⁾。おそらく王国時代には、杣山が林野面積の八〇〜九〇％をしめていたとしても大きな誤りではなからう。

林野の地域的な分布状態は、沖繩本島北部の国頭郡が四三％をしめ、ついで八重山郡が三二％となる。本稿においては、八重山郡などの林野は紙數の関係で除外し、沖繩本島に限らざるをえない。沖繩本島内では、島尻郡の林野面積が中頭郡を上まわるのは、地形や景觀イメージとそぐわない印象をうける。ちなみに、各郡総面積に対する林野面積比率を概算すると、国頭郡七四％、島尻郡四四％、中頭郡二七％となる。後にふれるように、王国時代の林制は島尻郡の林野を対象としていないのは、なんらかの政治的意図があつたものかという新しい疑問を提起するが、まだ本稿においてはそれを明確に説明することはできない。

王国時代においては、『樹木播植方法』（一七四七）のような林政書も公布され、「大木の保護と造林がいつそう痛感され……各間切に重要樹木の造林を命じ、これを仕立敷と称した⁽²⁾」⁽³⁾というのは史学者の通説といえる。さきの林野種類の仕立山の問題である。復命書は、「人造林ハ地方之ヲ仕立敷ト称ス」として、杣山（国有林）内の天然林と人造林の面積を、中頭・国頭郡についてあげている。それを再整理したのが第2表である。だが、中頭郡の人造林は皆無ということになり、国頭郡でさえも五％弱しかないのはどのように解すべきであろうか。ひとまずこの數値からは、王国時代の杣山とは天然林のことであつたと考えてよからう。王国時代の造林とは、この程度のことであつたの

第2表 国頭・中頭郡「杣山」面積(1904)

	天 然 林			人 造 林	計
	未タ利用 セサルモノ	利用中ニ 係ルモノ	荒廢 セシモノ		
国頭・国頭村	町 1,108	町 12,680	町 0	町 1,068	町 14,856
〃・大宜味村	75	3,333	486	113	4,007
〃・久志村	585	8,893	2,611	299	12,388
〃・羽地村	33	2,617	675	43	3,368
〃・名護村	0	3,010	914	192	4,116
〃・金武村	0	2,254	1,730	127	4,111
〃・恩納村	24	1,189	1,311	178	2,702
〃・本部村	0	834	917	120	1,871
〃・今帰仁村	0	626	643	31	1,300
国頭郡小計	1,825	35,436	9,287	2,171	48,719
中頭・読谷山村	0	0	400	—	400
〃・谷山村*	0	0	220	—	220
〃・具志川村	0	0	190	—	190
〃・美里村	0	0	510	—	510
〃・越来村	0	0	310	—	310
中頭郡小計	0	0	1,630	—	1,630
両郡計	1,825	35,436	10,917	2,171	50,349

* 北谷村の誤。なお第1表の各郡国有林面積とは一致しない。

であろうか。さきの通説の造林のイメージは、ここで修正の必要がありそうである。

詳説する余裕はないが、一七三七年の『杣山法式帳』のつぎの一文は、当時の杣山仕立の様相を示していると思える。
すなわち、

一、作毛之儀は土地之性相撰申候得共 山之儀は土性不相構山形次第樹木之善悪有之事候 依之山敷地之儀は題目地形を致吟味候 然共右敷地之内山敷地にして雖不相応之所諸木植付候得は始ては立兼或は曲木に成候得共漸々と山気を含み其次は小木よりは能立延可申候間山敷針竿之其は少も明地無之様に可入念事

というもので、杣山内の伐跡に明地なく植付けることが造林の基本であり、伐採

も現代的な意味での皆伐ではなく、良材の間伐方法がとられていたのである。熱帯林的特色をもつ沖縄の山林は、寒帯林のような同一樹種の純林ではない。したがって、間伐が適当であったといえよう。天然林とされたなかにも、山工之法にしたがって植樹されたものが相当量含まれていたのである。王国時代の造林、また天然林については、このような保留をなさねばならないものであった。

ところで、第2表の天然林のうちの「荒廢セシモノ」の存在も見逃せない。中頭郡の「荒廢率」は一〇〇%、国頭郡では二〇%に達するが、復命書ではその実態や、荒廢化の要因についてはふれるところはない。これに関連して、王国時代の柚山衰微の要因については、後に述べることにする。中頭郡においての荒廢率からすると、南部島尻郡の柚山はどのような状況と表現すべきなのであろうか。旧稿において、「南部地方の林産資源の枯渇は救い難いものとなっていた。必然的に林産資源の供給地は北漸し、現在の国頭村に供給を仰がねばならなかったのであり、その運搬の主役が山原船であった」とし、「自然蓄積量を利用するにすぎない」というのも一応の保留を必要としながらも、全くの誤りとはいえないであらう。

(三) 林産資源量の推定

幾分の保留つきの天然林の樹種は、復命書によればガズマル、榕樹、黒檀、赤木、ハスノハギリ、沖縄夾竹桃があげられる。このうち、赤木以外は用材として利用されることはない。人工林からの用材としては、羅漢松、杉、檜、イジュ、赤木、フクギ、椎、杣（広葉の杉）、モッコクなどがあげられている。これらの一町歩当りの平均成長量（尺貫）については、松四八、樟三五、椎木平均八〜一七尺貫をあげる。これらの総平均成長量一二尺貫を森林面積に乘じ、年間総平均成長量七五・六万尺貫を得る。これは、需要推定量四六・八万尺貫を上まわるものとなるが、

当時沖繩県で他県から杉・羅漢松の木板類の輸入がみられた。その理由は、内地からの移住民が特定木材を志向するためとしている。この推計からすれば成長量の旺盛な熱帯林の特質のゆえに、全体的な総需要量を充足するだけの成長量を備えていたが、特定樹種に限定された需要を満すには、熱帯林の別の特徴である多樹種産出のために、その不足をつけることがありえたことになる。このような視点で、王国時代の林制をみると、松・檜などの用材確保に力を注いだのが理解できるものとなる。一方、雑木に関しては、民需をみたしうる成長量があったので、杣山からもこれを伐取することを許したのであろう。

右のような明治期の調査をもとにして、王国時代の林政のいくつかの側面に目をむけることとする。

二 王国時代の林政

(一) 林野管理機構の変遷

沖繩史書の編修事業は、一七・八世紀に集中する。琉球王国の創建が一四二二年のことであり、一六〇九年（慶長14）には島津氏の征服をうけ、それ以前の記録を失なったものであろうが、一五世紀以前は後代の記録によって推定する以外にない。とくに林政というような管理機構に関しては、史料の欠如を補うべき手段はない。本稿で利用した史書は、主として『球陽』により、一部に『中山世譜』で補い、第3表の林政関係の年表を作製した。『球陽』は一七四五年に編集された沖繩の内治関係の記録であり、その後一八七六年まで書きつがれている。『中山世譜』は、一六〇九年に編修、その後の改訂を経た『中山世鑑』をせかん一七〇一年漢訳し、一七二六、四三年に補修し、さらに一八七四年まで書きつがれ、主として外交政治史関係の記事を収録したものである⁽¹³⁾。これらの他に、一七三七年『杣山法

第3表 王国時代林野制度に関する年表

出典・『球陽』一(陽), 同付巻一(陽付), 『中山世譜』一(譜), 数字は巻を示す

年	記	事
1509	○石木鉄三奉行主取職任命(陽4)	
1629	○総山奉行任命(専管山林竹木之事)(陽5)	
36	○山奉行「鬼利死丹」改, 人民版籍のこと兼務(後, 札改奉行設置)(陽付1)	
48	○仲頭山奉行を設置(十年一次諸郡巡看, 松樹及檜樹等查看)(陽6)	
69	○(王殿建材を久米島より運ぶ)(陽7)	
	○木・石・鉄奉行の「結袖」を免ず(陽7)	
79	○仲頭山奉行を国頭山奉行と改称, 此奉行を廃して, 山奉行が国頭山奉行の事を兼務す(陽7)	
82	○御材木奉行及筆者を裁去す(陽7)	
1710	○瓦・木・山奉行筆者各一員を裁少す(陽9)	
13	○(王城焼失, 建材を薩州に求買, 太守公材木寄贈)(陽付2)	
29	○山奉行を「改奉行」と称す(陽11)(陽付1)	
30	○「山留」(四月中)の禁を解く(陽12)	
	○山奉行「仮屋」事務を兼務, 筆者増員(陽12)	
35	○(「棚原」山林絶, 北谷, 読谷山, 越来, 美里, 具志川殆絶, 恩納, 金武, 名護, 本部, 今帰仁漸衰, 羽地, 大宜味, 久志, 国頭稍美材有るのみ)(譜9)	
	○蔡温山林巡看, 「山林之法」を教う(陽13)	
37	○始めて各地に山奉行と津口勤番を置く(陽13)	
	○『杣山法式帳』, 『山奉行所規模帳』編	
38	○蔡温山林巡看, 羽地, 名護, 今帰仁, 国頭の村落移転。「杣山奉行」3員(陽13)	
40	○今帰仁・湧川邑を建つ(陽13)	
47	○『杣山法式仕次』, 『樹木播植方法』編	
48	○『就杣山惣計条々』編	
51	○『山奉行所規模帳仕次』, 『山奉行所公事帳』編	
93	○杣山比年焦枯, 向天迫巡看(陽18, 譜10)	
1806	○杣山近年諸木枯槁, 惣山奉行を建つ(陽20)	
11	○杣山樹木邇年憔悴, 山奉行, 筆者2, 署奉行2増員, 直座を建つ(陽20)	
20	○杣山諸木, 鴨茂を見んとす。総山奉行罷退(陽20)	
37	○仮山奉行1添設	
45	○酉年(1825)大風遇看, 諸木多吹倒, 聖廟・西御殿營造, 公署起造, 材木概ね憔悴, 紫巾官を総(山)奉行とす(陽21) <酉年暴風(陽20)> <1825, 琉球国去今年凶荒(『日本の天災・地変』)>	
46	○宮古島杣山甚憔悴, 杣山惣主取を兼ねた在番, 山林生長のため淹留を乞う(陽22)	

年	記 事
1857	○渡嘉敷、山木伐剪を禁じ、山木盛衰見察の村役人褒嘉（陽22）
72	○杣山樹木甚憔悴、按司奉行1を親方奉行1に加える（陽22）〈琉球藩設置〉
74	○山奉行所筆者2、署筆者5を筆者3、署筆者6とす（陽22）
77	〈沖繩県設置、「県政時代」はじまる〉
80	（船舶制限廃止）
81	○山林制度「旧慣」による旨、農商務省へ進牒（沖繩県日誌）
82	（旧慣調査始る）
83	（船舶制限復活、89自由化）
84	○総山奉行、仮山奉行、船改奉行廃止
85	○本部間切「居住人」杣山開墾許可
90	○本部間切杣山開墾地の賃貸問題発覚
92	○奈良原県知事、杣山開墾推進、8,265町余払下、謝花昇ら反対
94	○本部間切住民「杣山開墾不許可歎願」
99	○「土地整理」事業始る、「杣山処分」（奈良原ら「官地民木」、謝花ら「民地民木」）
1903	○「土地整理」完了。沖繩林野の73%が官有地となる
06	○杣山払下げ、不要存置林と存置林に分ける
08	○同前完了、存置林は国有林となる
09	○国有林借地内で「県有林」の造林始る

(1981, 池野作製)

式帳、『山奉行所規模帳』、四七年『杣山法式仕次』、『樹木播植方法』、四八年『就杣山惣計条々』、五一年『山奉行所規模仕次』、山奉行所公事帳』の、いわゆる「林政七書」が本稿の古典資料である¹⁴。この七書に、一八六八年『御差図扣』を加えて、「林政八書」ということもある。

さて、第3表の上限は、一五〇九年以前に及ばない。多方面にわたって「琉球事始」を記録した『琉球国由来記』巻三の天地門には、山林関係の事始についてふれるところはない。ただ、巻四「風水(地理)」の項には、「当国有前代風水看敬不可考 康熙六年丁未一六六七〇為接貢周国俊国吉通事為存留通事……到闔学地理 是我朝風水看之始敬」としているのを加えておきたい。林政書には、このような風水看にもとづいたと考えられる営林指導が記されている。

るし、『球陽』の村落移転の記事などにも「地理師」の存在が散見する。中国伝来の風水看が、沖繩の歴史地理にどのような影響を与えたのか、これも本稿をはなれた別の問題である。

さて、年表のはじめには「石木鉄三奉行」が登場し、そのうちの「木奉行」が林制とかかわるものかと考えられる。「万曆年間へ一五七三—一六一五V毛時儀……任石木鉄三奉行主取職 未知何世而始亦為何而裁也」と、はなはだ心もとない原文である。一六六九年には、「自昔木石鉄三奉行有公務時必以双袖結于背上以為弁理 至于是年免其結袖」とあり、この頃には「公務」に従事していたことを知るが、その職務内容を明らかにできない。前文の「主取職」は、三奉行の上級職であったかと思われ、これは後にまたふれる。職務不明の職制は、一六八二年「裁去御材木奉行並筆者」、一七一〇年「裁少瓦木山三奉行筆者各一員」にもある。いずれも職務不明の役職の廃止・縮少の記録にすぎない。材木奉行は、二十年ぐらいで建て替えられたという「御本殿（王城の正殿）」の、御材木を扱った臨時の職制であったかと思える。他は「三奉行」として一括されるので、木・山奉行が独立した機構であるのかどうかも不明であるが、山奉行は明治の旧慣調査において山林管理の頂点にあった職制である。琉球王朝の行政は三司官が統轄し、その下に申口（儀礼・用度・文教・治安など担当）と物奉行（財務管理）の執行機関があった。山奉行は、物奉行に属する用意方物奉行（山川堤防、砂糖栽培関係）の下の機構である。

山奉行の変遷

山奉行が独立した記事として年表にみられるのは、一六三六年からである。この記事原文は三段にわけられる。前段は、薩州の命で「鬼利死丹宗門改」のために戸籍を編制することになり、「由是山奉行加置王子部按司部兼管其事」と山奉行がそれを兼務するという中段と、それ以後毎年冬に戸籍調査が行われたという後段で記事は終る。中段での

山奉行は、さきの三奉行のなかの山奉行のことかと推定されるが、その本務に關しては後年の記事によらねばならぬ。

一六六九年の、「素称仲頭山奉行職至于後年改称国頭山奉行 是年吉忠順……等授此職時仍称仲頭山奉行且十年一次巡諸郡查看松樹及檜樹等」の記事は、七九年の「素称仲頭山奉行至于是時改称国頭山奉行 而令紀逢佳……等亦任此職時既廢此職 而山奉行兼理国頭山奉行事」と結びつけられる。どうやら仲頭山奉行(改)↓国頭山奉行(廢)↓山奉行(国頭山奉行を兼理)という変遷をたどったものらしい。その職務は十年に一度諸郡をめぐって、松・檜樹の管理にあたるというものであった。十年に一度の巡見というのは閑職に等しいので、戸籍などの兼務が生ずるのも当然と思われしめられる。また松・檜樹という特定樹種に限定されている点からすれば、前章でふれたように特定樹種が不足をつけることは相当古い時代からあったことになる。

仲頭とは、沖繩本島中部の地方・郡名の中頭のことであろう。それが国頭に改められるのは、林産資源産出の地域差にも、かなり早くから気づかれていたということにもなる。ふたたびここで、この地域差の問題にゆきあたる。島尻地方は、後にふれるように山奉行の管轄外となっているし、残存している林野の管轄はどうなっていたかさえも目下のところは明らかでない。『遺老説伝』卷三には、島尻郡喜屋武間切東辺村の大力の持主、樽良知の伝説を記している。その一部に、「国頭船」が材木を売りにきたとき、樽良知は「一斉買収」を交渉したが断わられた。怒った樽は満載の船を沙頭にひきあげて帰宅した。どうにもならなくなった船頭は、材木を樽の宅に運んでわびをいれ、樽も船をもとにもどしたというものである。この伝説の背景には、木材をほとんど専売する国頭人と、それに対する島尻人の感情のもつれがあるようである。国頭地方の(南部人がつけたと思える)俗称は山原やまばらであり、中頭地方の俗称田

舎^{なか}よりも軽侮のひびきがある。このもつれが材木商売を契機に生じたとまではいいきれぬにせよ、なんらかの要因となったことも否定しきれない。島尻地方への林産資源供給は、かなり古い時期に日常化してしまい、王府の林政もそれをほとんど無条件に受け入れたのでないかと考えさせるのである。山なみにうち続く天然林のみが林産地であるとする、一種の固定観念が沖繩林政の底流にあったのではないか。島尻郡林野についてなんらの方針をも残していないことから、王国時代の林政の限界というものを推定させられるのである。

山奉行の兼務はまだ続く。一七二九年、「至于是年薩州查明国中人民而不論男女老弱每人各做板票其面細記名字而烙印其年所值支字以与各人 由是始裁去札改奉行而山奉行兼管國中人民之版籍 雍正己酉八一七二九V仍称改奉行」となり、兼務が本業となってしまうかのである。さらに三〇年には、「自往昔^{おも}平等官員輪流更番期一年掌管仮屋事務 至于是年将其事務兼授山奉行 而山奉行亦事務繁冗難以兼理是始加筆者一員兼理仮屋之事」とあり、山奉行は依然として存続するものの、薩摩の琉球事務所というべき「仮屋」関係事務所までもが兼務となっている。さすがに増員されているとはいえ、本務がどうなっているのかと気づかわせるのである。たしかに十年一次の巡看では、日常はこのような兼務が必要であつたらうし、仮屋の消費材提供という点では全く無関係ではなかった。

一八世紀初めまでのいささか心もとない山奉行職も、一七三七年以降からは様相を転ずるようになる。三五年に三司官の一人蔡^{さい}温^{おん}が山林を巡視し、杣山危機をとなえるようになってからのことである。三七年には、「本国人民逐年加多山林逐年衰微 由是設山奉行數員住居各処 栽種竹樹以致繁茂 又設津口勤番數員在於各処禁止其盜伐佳木以商価」となり、始めて本務のための増員が大幅にあつたことを知る。王国時代の山奉行は、一七三七年に整備されたことなるのである。同年の『山奉行所規模帳』は、この林制改革に際して、山奉行の規模（職務）を明らかにしたも

のである。すなわち、

山方為下知 国頭方へ山奉行二人筆者六人 中頭方へ山奉行一人筆者二人被召立 御物産差引を以山方下知為仕候段及言上行筆者召立候事

が、年表の球陽記事の「奉行数員」の内容である。王府の所帯^{よこばたばう}方物奉行の下の田地方^{でんちほう}とならんで、山方の下知が山奉行によってなされることとなったわけである。また、右の国頭・中頭山奉行は、一六七九年ごろのものとは性格を異にすると思われるべきであろう。ついで規模帳は

惣山当并村山当之儀は万端山奉行差図を受随分出精^{マツ}山盛生為仕候に可相勤……又地頭代事一ヶ間切惣頭役候間折々山奉行へ相付山中致見分 山山之為何篇百姓^{マツ}下地方入念候様申渡候事

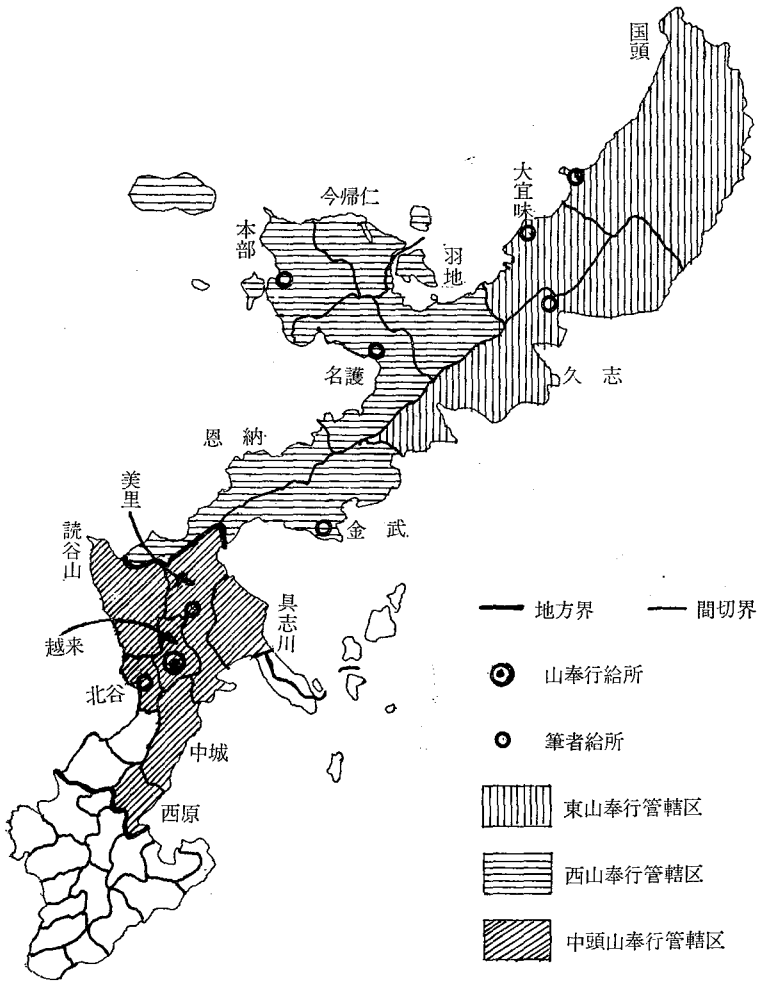
と、地方での管理体制を説く。五一年の『山奉行所公事帳』では、

山奉行山人之砌 檢者 地頭代 惣山当并其山構之山当 山師 山工人罷出山工之致様相調へ 尤樹木相衰補申さて不叶場所 則々其手当申渡 罷登候節首尾可申出事

と、山奉行の職務にふれるとともに、林制機構の一連が明示されている。すなわち、山奉行——山筆者——〔地方役人〕(檢者)——(地頭代)——惣山当——山当——山師——山工人とつらなるわけである。さらに山当以下については毎月朔日山奉行筆者給所へ罷出諸事差図を請各職入念勤候 尤星帳相調置星相記奉行差越候節月々之星占め奉行印押可申事(『公事帳』)

と、勤務評定も厳しい。山山の現場において、林政の理念を実行するのは、山工人であった。

山工人は則耕作人同前候間樹木高立延候様に随分入精候儀肝要候 前々之木より漸々相劣候は、其山可致懺悛候 依之山工之法



山奉行管轄区と間切界

に立勝候木は小木とても相嗜其餘之木より見合梢之立留り候等伐取可相用之候 砂糖樽并きち木取調候砌も右之心得を以高立不仕候木を見合伐取允任取安き一所より大分伐取間敷候 此義は柚山養生之法に委細申述置候 老若共委く可申渡事（『規模帳』）
 およそ柚山養生之法は、右のように小木でも大きくなる可能性のものは残し、「梢之立留」った木から伐採していく山工之法であったのである。大木になる可能性の立木には、一本一本札付けをして、『御材木帳』に記帳しておかねばならなかった。絶えず山入りをして、高く成長させる努力が要求されたのである。

中頭・国頭山奉行の管轄区についても定められ、『公事帳』によればつぎのようになる。

中頭山奉行——西原・中城・具志川・美里・越来・北谷・読谷山の七間切管轄（山奉行は越来間大工廻に、筆者二名のうち一人は美里間切知花村、一人は北谷間切屋良村に常駐）

国頭山奉行二人のうち

西山奉行——金武・恩納・名護・羽地・本部・今帰仁六間切（筆者、一人は本部間切渡久地村、一人は名護間切名護村、一人は金武間切金武村）

東山奉行——大宜味・国頭・久志三間切（筆者一人は国頭間切辺土名村、一人は久志間切平良村、一人は大宜味間切大宜味村）

西東奉行は定宿を決めなかった。

右の管轄区を地図に示すと、島尻郡はもとより、中頭山奉行も中頭郡全域をその管轄下においたものではなかったようである。山奉行は、その後の一八三七・七四年に増員をみて、県政時代を迎えたのである（16）。なお、「津口勤番」は、検者などの地方役人によって盗伐材の抜積・抜売りをする船舶積荷の監視にあたり、また造船（くり舟など

の小船に至るまで) についての管理にあたり、この限りで地方船舶は山奉行の管轄に入ったことは旧稿でふれた通りである。この津口取締も、監督地域が割当てられていた⁽¹⁶⁾。

総(惣)山奉行とその設置の特徴

王国時代の杣山管理は、右の山奉行によってなされたが、年表には明治の旧慣調査に記されていない「総・惣山奉行」が出現する。これも幾度かの改廃がくり返され、総と惣のちがいはないとみられるので、ここでは総山奉行に統一し、その変遷をあとづけることとする。

一六二九年——本国設置此職未詳何世而始焉 至于是年英助祖(伊祖親方重政) 曾任山奉行職 專管山林竹樹之事

と記すのは、さきの山奉行の記事に似ている。この総山奉行は山奉行の経験者であるとともに、「親方」の位階をもつことが注意される。王子・按司あじとならんで最高の執政官である三司官に就任できる資格であり、身分制のなかでの最高位の大名の位階である。すでにみた一五〇九年の石鉄木三奉行主取職毛時儀は、主取職とされるだけに親方であった。また、この主取職が総山奉行の設置と、なんらかの関係をもつかとも考えさせる。一方、一六四八年の国頭山奉行に任せられた吉忠順の位階は、親雲上べいぐんじょうであった。この位階での役職上の上限は奉行どまりとされるので、総山奉行は、山奉行の上級職であることが示されるのである。だが、当時どのような必要からこの総山奉行が設置されたのかは、「未詳」のままである。

総山奉行の記事は、右に続いては一八〇六年までみられない。この間、山奉行が整備設置される林制の変換期があったことは、すでにふれた。

一八〇六年、二〇年に総山奉行の記事があるが、四五五年の記事は総山奉行の改廃の経緯までも記しているので、つ

ぎに引用する。

杣山材木不可不加意培養

- (1) 以故崇禎元年（一六二八）命紫巾官（親方のこと）充為総山奉行
- (2) 又康熙年間（一六六三—一七二二）命王子充為総奉行加以按司紫巾官
- (3) 至于雍正年間（一七二二—一七三五）所建各役已行加減
更兼其後經過數十年之久 公用材木比昔甚多所有杣山材木遂就憔悴
- (4) 因是嘉慶十一年（一八〇六）復又命紫巾官充為総山奉行

至于二十五年（一八二〇）將其総山奉行伊志嶺親方充年頭使者赴于薩州 且當此時杣山諸木鬱鬱鴨茂 故不建其後欠

但歷二十一年于茲酉年（一八二五）遇看大風 古來未有如此大風 所有諸木多被吹倒兼將其材木營造聖廟及西御殿 更兼起

造各処公署 費用材木甚多故 彼材木概及憔悴

- (5) 因此會議仍旧命紫巾官充為総奉行 不賜役知

とある。右によれば、総山奉行の任免は一六二八年以降一八四五年までに五回あったことになる。(1)、(2)についてはすでにふれたことである。一八〇六年までの空白については、「加減」を行ったのみとしているにすぎない。ところが、公用材の消費増大のために杣山が憔悴に及んだので、一八〇六年にまた総山奉行が任命されることとなった。一八二〇年には、時の総山奉行が年頭使者として薩摩に赴いたことや、杣山の諸木が繁茂したために、総山奉行を廃止したという。二〇年の記事には、「于茲寅年（一八〇六）以来……蔽示伐剪之禁能教栽培之法將見在日後諸木鴨茂是矣以罷退其職」とあり、総山奉行はまず禁伐の徹底をはかるとともに、栽培之法を教えることが職務であったことが知

れる。しかし、山奉行の職務との関連は明らかでない。この諸木鴨茂の杣山を襲ったのは、一八二五年の暴風であった。当然に復旧のための用材費消が増大して、また右の原文の四五年に総山奉行を任命したというものである。一八七二年には、

此年杣山樹木甚及憔悴而国家之用 主上曾垂綸旨以示材木繁昌之意 固不可不為使其茂盛之計 新設按司奉行一員加立親方奉行

一員 督理山林事務

と、総山奉行と記されないが、右に述べてきたことから総山奉行の増員ということが知れよう。

以上、総山奉行について総括してみると、杣山憔悴、諸木の枯渇に際して設置され、諸木の繁茂をみると廃止されてきたことが明白である。しかも、その職務は、まず禁伐、ついで栽培之法を教えるものであった。しかし、これはまた山奉行の職務でもあった。王府は山奉行の上級職を設置することで、百姓に木材危機を訴える効果を考えたものであろうか。

いずれにもせよ、杣山樹木の盛衰があったこと、それに応じて総山奉行の改廃がくり返されたということが浮びるのである。すでにふれてきたように、杣山はほとんど天然林の状態であり、比較的旺盛な成長量を備えていた。したがって、しばらく禁伐を実行することによってその蓄積量は回復しえたであろう。ふたたび伐採量を増大できると、総山奉行の必要性は減ずることになる。伐採量と蓄積量のえがき出す曲線は、些かのズレをもちながら一種の半自然的というようなサイクルが想定できるのである。しかし、蓄積量の曲線は、すでに一部分ながらふれたように、伐跡への植林が山方によって入念に行われたとしても、容易に上昇するものであったとは考えられない。さらに伐採量は、年々増大するばかりであるとすれば、杣山の荒廃・憔悴はさげきれないものであったらう。

右のようなサイクルに変化を与えるのは、一八二五年のような台風であった。杣山憔悴と直結する台風記事は他に見出しえなかったが、沖繩の地理的位置からはそれだけに止まらなかつたはずである。この酉年暴風の後仕末役としての総奉行の任命は、二〇年のタイムラグがある。杣山の盛衰と若干のズレをみせながら、総山奉行の改廢が行われ、てきたといえよう。

杣山憔悴の危機は、特定樹種——王殿建材や唐船用材などの松・檜・杉などについてであった。したがって、山奉行にせよ総山奉行にせよ、禁伐あるいは植林の対象としたのはこれらの特定樹種についてのみであった。雑木消費に關しては比較的余裕のある産出量が期待できたのではないか、と考えてよい。

とはいえ、人口増加・公用材消費量の増加は、杣山の絶対面積を次第に狭め、杣山の荒廢化現象を生じさせるものであったのも、また事実である。つぎには、林制の轉換をもたらした杣山憔悴の背景についてふれてみよう。

(二) 林政書からみた杣山憔悴要因

一七三〇年代の林政轉換は、山林樹木の衰退すなわち杣山憔悴の危機意識から始る。一七三五年の中山世譜、三年の球陽には、全く同文の左の記事を残している。

原是本国無能知山林之法者 而棚原¹⁸山林已絶 北谷誦谷山越来美里具志川五峯山林殆絶 恩納金武名護本部今帰仁五峯山林漸衰美材将絶 唯羽地大宜味久志国頭四県稍有美材耳 再歴数十年則一国之材必有欠乏焉 蔡法司命即率官僚巡見各峯山林指教 其法而後国人始知有山林之法

まず、当時の沖繩本島の山林を中頭郡南部の棚原から北部へ、已絶・殆絶・漸衰美材将絶・稍有美材耳と、段階的な地域差を説いている。ここでも、島尻郡の山林については全く意識外にあることを注意しておこう。ついで、法司

官蔡温が山林を巡視し、それまで知ることのなかった山林之法を教えたというものである。蔡温の冲縄史上の位置は他の追隨を許さず、林政史においても抜きがたい。林政書のなかには、彼の著書『独物語』の文と同文のものがあ
り、一七三〇年代の林政転換の中心人物であることを否定できない。三八年、ふたたび山林巡視に出た蔡温は、国頭
地方の山林内に位置していた諸村を移転させている。とくに羽地名護山林内の十一村についての移転理由は、

農地最狭 動燒山林以供農地

としている。ここで、二つの事実が注意できる。

一つは、「山林内」と「山林外」という点で、おそらく蔡温のところに杣山の範囲が確定され、その結果として山林内の村落が出現することになったのであろう。当然、これらの村落は、杣山の指定以前からの村落ということになる。だが、杣山範囲等の絵図類については、目下管見の範囲にない。

第二は、右のような村落を移転させるについての理由である。山林のなかであれば農地は狭い。したがってこれらの村落は、山林を焼いて農地に供せざるをえなかったのである。むしろ、当初から焼畑農耕民による山村であったと推定できるのである。杣山危機感には、このような焼畑民に対する警戒があつたにちがいない。すでに第一章において、天然林の荒廢については、復命書はふれることがなかつたことを指摘した。そこで、一七〇〇年代の林政書のみならず、杣山憔悴についてふれているところを抜き出してみることとする。

『山奉行所規模帳』には、「杣山是程迄及衰微候儀は」、つぎの三要因があるとしている。

(1) 山敷見様之法不案内にて抱護之閉口焼明、伐明候付て山氣相洩山奥迄相痛候は一

(2) 又杣山養生之法不案内にて致入山候付て樹木痛終に杣山及憔悴候は一

(3)又鳥作を好候て、跡先之計も無之山敷無理に焼明置候は一

右之ケ条を以柚山致衰微為申事候 向後能々山法相守跡々の通柚山致盛長候様入精旨申渡事(傍点引用者)

右の三要因のうち、(1)の山敷見様之法、(2)の柚山養生之法とは、『柚山法式帳』で示されたばかりの山林之法であり、百姓が不案内なものも無理はない。結局、(3)こそが従前からの山林衰微の要因となるわけである。「鳥作を好み」とするのは、当時すでに水田耕作が前提となった耕作のイメージが、とくに為政者側にあったことの反映である。そこで、各林政書のなかから、この「焼明」に関連する部分をつぎに列記する。

- (1) 柚山内樹木仕立候とて藪山薄原之場所能と焼明伐明年期を以作毛仕来候得共(柚山法式仕次)
- (2) 従前柚山法式無之心儘に伐取焼明年増木絶に成行最早大材木甚少(就柚山物計条々)
- (3) 法式無之百姓心儘致山工 剩山林焼明致作毛木断絶之基(山奉行所公事帳)

右のうち、(1)では荒廃山林中での焼畑経営が「年期を以て」移動したことを推定させ、それが植樹を名目として行われたこともあることを示している。いずれも、この焼明が山林衰微と結びつくことを強調しているのである。

現代の沖縄の焼畑は、王国時代の百姓地山野か、間切・村山野に属する「アキケール」で行われていた¹⁹⁾。しかし、一八世紀には右のように柚山内で行われたものであることが明らかとなる。当然、王府は柚山を指定し、そこから焼畑を閉め出す方向で林政を推進することになったのである。

むすびにかえて

主として山林管理を中心とした沖縄林政史の側面についてまとめたが、旧稿の責を一応果しえた段階でしかない。とくに山林経営の実態に関しては、筆者にも十分把握しきれていないものが多い。林政書は全般的指針であり、地方間切にはそれを実施するための「内法」があった。それらの細部の点検や、部分的な各地の史料分析などの課題が残る。また、林政書の柚山養生之法、山工之法などの内容についても本稿では省略せざるをえなかった。次稿以降の課題とし、とりあえず通観の段階での所見をまとめてみたものである。

注

- (1) 田里友哲他 沖縄関係地理学文献目録(1) 琉大法文学部紀要一九一九七六
 沖縄県図書館協会編『沖縄県郷土資料総合目録』一九七三
- (2) 山路勝彦編 沖縄・奄美関係文献目録 一九七二
 池野茂 沖縄「山原船」水運の歴史地理的考察 『地域と交通』(大明堂 一九七五) 所収
 同 近世琉球の遭難漂流記録をめぐる諸問題 桃山学院大・社会学論集一〇ノ一 一九七六
- (3) 宮城栄昌『琉球の歴史』(吉川弘文館 一九七四)の時代区分による。
 宮城によると、①マキヨ(村落) 時代は九世紀ごろまで ②按司時代 一四二一年まで ③王国時代 一四二二—一八七一年 ④県政時代 一八七一—一九四五年 ⑤アメリカ施政権時代 一九四五—一九七二年となるが、出版当時の状況から一九七二年以降は「真の県政時代はまだ訪れていない」としている。
- なお、「沖縄は沖縄の人々の本来の呼称であり、琉球は中国によって与えられたものである……沖縄自体の場合は沖縄、外から沖縄に対する場合は琉球というように使い分け」(宮城前掲書)の用例にしたがう。引用資料中の呼称は原文による。

また、年号に關しては、薩摩關係のもの以外の沖繩正史類は中國年号が記されているので、煩をさけて本稿では西曆年号によっている。

- (4) 沖繩県日誌 明治14年7月19日(『沖繩県史』11)
- (5) 『沖繩近代史辞典』 沖繩県教委 一九七七等参照
- (6) 岡村明達 山林政策の展開と入会地整理過程(古島敏雄編『日本林野制度の研究』所収 一九五五) 四七頁
- (7) 『沖繩県史』21所収
- (8) 沖繩県内務部第一課『沖繩旧慣地制』一八九三(県史21所収)
なおその他諸制度については、同前『沖繩旧慣地方制度』一八九三参照
- (9) 『球陽』卷22 一八六一年頃、原文は、この風水林を囲いこんで宅地化した土族屋敷の経界を正し、植樹せしめたというものである。
- (10) 『柚山法式帳』一七三七、第2条
- (11) 岡村前掲書七六頁 「明治二十五年現在、国有林の比重は、青森県の九七%を最高として東北六県に重く、ついで関東・九州・中部の一部に集中的に分布し……敵藩關係もあるが、主に商品生産の發達程度、林野の所有意識の成熟程度に規定されたものといえる」
- (12) 宮城前掲書一六三頁
- (13) 本稿での史料出典をあげておく。
『中山世譜』のほかに、『琉球国由来記』は、伊波普猷・東恩納寛惇・横山重編『琉球史料叢書』(井上書房)による。『球陽』は、球陽研究会編(角川書店)の『沖繩文化史料集成』による。『遺老説伝』は、『日本庶民生活史料集成第一巻』(三一書房)所収の読み下し文による。
- (14) 林政八書は、沖繩県山林会、久場川牛太郎編『林政八書』(年号欠)による。
- (15) 一九〇七年(明治33)の仲吉朝吉の「読谷山間切開墾地」の聞き書きには、「一、旧藩時代には、中頭地方は仮山奉行(四名の内二名は奉行所在勤、二名は中頭巡廻)の担当にして詰所はなかりし。山筆者は二名。一、国頭郡は西山奉行(名護・本部・今帰仁・羽地)一名、東山奉行一名(恩納、金武、久志)、加増山奉行一名(大宜味・国頭)を分担して、西山奉行

は名護大兼久、東山奉行は久志瀬嵩に、加増山奉行は国頭浜村に詰所あり。而して春秋二回の巡回の外は詰所に居り、御用あれば認可の上首尾に出づる定めなりしも、近年は詰所に居るもの甚た少なりき。山筆者は恩納、名護、本部、今帰仁、羽地、大宜味、金武に一名、国頭に三名、久志に二名計十二名なり。其内六名は本筆者、六名は仮筆者なり」(小野武夫編『近世地方経済史料』9巻 二六一頁)とあり、公事帳と細部でちがいがある。実務運営に際して変化していったものであろう。後述するように一八一一年に増員がなされた。

(16) 「今帰仁袖山方式」(小野前掲書 一九六頁 一七五四)によれば、「一、国頭間切奥間・浜・比地・桃原四ヶ村在番構、辺土名・宇良・伊地三ヶ村検者構 与那・謝敷・佐手・辺野喜・宇嘉五ヶ村謝敷筆者構、奥・辺戸詰筆者構、楚州・安田・安波三ヶ村安田詰山筆者構 大宜味間切根謝銘・一名代・城・親田・見里・屋嘉比六ヶ村国頭在番構、津波・塩屋・屋古前・田港・渡野喜屋五ヶ村検者構、根路銘・大宜味・饒波・喜如嘉四ヶ村山筆者構、久志間切有銘・慶佐次・天仁屋三ヶ村在番構、辺野古・大浦・久志三ヶ村検者構、久志・汀間・安部・嘉陽安部詰山筆者構、川田・平良・大鞆三ヶ村川田詰山筆者構、金武間切金武并里惣慶・漢那・宜野座・古知屋六ヶ村検者構、伊芸屋嘉二ヶ村美里間切山筆者構、津口出入之船浦懸之船改候事」が「津口船改」の管轄区であった。

(17) 「西年(一八二五)」(文化8)は、沖縄の災厄年のようである。前年の最後の記録は、「本年雪」で早魃祈雨の内容である。二五年冒頭は「大饑」で、「此年風旱相仍饑饉荐臻……」から始る。餓死者合計三、三五八名とある。ついで、「本年八月十四日暴風大作 具志川勝連三郡海水泛滥」という見出しとなる。死者三十名、吹倒家屋一六、五四二、倉庫倒壊一、〇四五、破損船舶一六、接貢、護送船が流され三船ともに損傷、各地の被害で海水泛滥のための溺死者六六名に及んでいる。

なお、「日本の天災・地変」(原書房刊)にも、本土の災害とともに、「琉球国去今凶荒す」、「十月琉球国大飢饉」の記事をあげている(八〇頁)。

(18) 「棚原」とは、中頭郡の西原・中城間切にまたがる山林であった。(『国頭村史』一九七二・一三〇頁)

(19) 佐々木高明『日本の焼畑』(一九七二、二四八頁)、同・沖繩本島北端の村々(藤岡謙二郎編『地形図を読む5』所収)

池野茂 沖縄の村落(矢守一彦編『空からみた歴史景観』所収)